

広島県告示第八百六十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年九月二十七日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和三年九月十六日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

広島観音マリーナ保管ヤード地区

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点四を結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 広島市西区観音新町の国土地理院四等三角点「観音」（北緯三四度二一分三〇秒九七一〇、東経一三三度二五分〇三秒一〇九五、標高四・一五メートル）

基点一 基準点から二六八度五〇分一七秒の方向六六一・七八メートルの点

基点二 基点一から一一八度二五分三〇秒の方向三〇〇・〇三メートルの点

基点三 基点二から二八度二五分二九秒の方向二五〇・〇二メートルの点

基点四 基点三から二九八度二五分二九秒の方向三〇〇・〇三メートルの点

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

船舶及び当該船舶の陸置きの用に供する工作物